

271回 サロン9条例会報告 2016・3・1 参加者 14名

テーマ「夫婦別姓問題を考える～最高裁判決を読む～」

話題提供 三田村勇磨さん（弁護士）

参加者の Tさんはハーモニカの名手。まずはハーモニカの美しい音色に耳を傾けるところから今日のサロンは始まりました。

話題提供の三田村さんは最近河合弁護士事務所から独立したばかりの新進気鋭の若手弁護士。多忙な中を私達のために時間を作ってくださいました。

お話は夫婦同氏制に関する最高裁判決文の解説から始まりました。原告が民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」が憲法13条、14条1項、24条1項及び2項等に違反すると主張し、国に対して損害賠償を求めたのに対して、最高裁がどう判決を下したかというものです。

憲法13条というのは人格権を保障する「氏の変更を強制されない自由」を規定し、14条1項というのは法の下での平等を定め、24条1項では「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有すること基本として、相互の協力により、維持されなければならない」、2項では「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族にかんするその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定しています。

民法750条がこれらの憲法に違反しているのではないかというのが原告の主張です。15名の裁判官のうち11名が「憲法に違反しているとは言えない」、4名が（3名の女性裁判官は全員）違反であると結論づけました。

婚姻後、全体の96%が夫の姓になる現実のなか、不利益を感じるのは圧倒的に女性です。参加者から様々な意見や、実例が出されました。

まず、女性裁判官の意見が全員原告側であったことに注目が集まりました。と同時に裁判官に占める女性の割合の少なさも話題になりました。

夫婦別姓の議論でいつも出されるのが「姓を別々にすると家族の絆が壊れる」という意見です。自民党の政策との結びつきにも注目する必要があるという指摘がありました。夫婦別姓のカップルや、ジャンケンでどちらの姓にするか決めた例も紹介されました。しかし、そのことがなかなか一人一人の意識の変化に結びついていかないという現実が溜息で語られました。一方で、女性の社会進出の中で、徐々にではあるが変化している——こうした訴訟で一石を投じようとしたこと自体が変化であるという意見も出されました。

参加者の意見が一致したのが、夫婦同姓であろうと、別姓であろうとそれぞれが生きやすい、選択できる制度であってほしいということです。最近では結婚という形をとらない婚姻や結婚しない選択をする人が増えてきましたが、今の制度や生活条件の中ではそうせざるを得ないというケースが多いという現実があります。長時間労働など結婚の壁になっている問題は男性の問題でもあるというところで今日のサロンはお開きとなりました。

（報告 座馬）